

個人所得税 申告書の 作成ガイド 2019

P.03

知っとく法律

CCPA対策企画Vol.2

CCPAとGDPRは似て非なるもの P.08

雇用に基づくステータス調整手続き中の疑問 P.11

New Business Close Up
食育活動でアメリカに貢献
岩瀬昌美 P.09

世界遺産を歩く

パパハナウモクアケア P.10

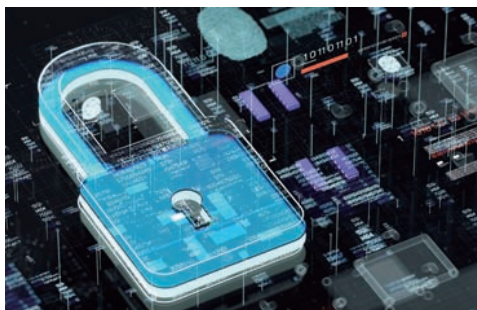


3 TAX RETURN

米国大手会計士事務所・
所得税担当者監修
**個人所得税申告書の
作成ガイド2019**



8 知っとく法律 ピルズベリー法律事務所
CCPA対策企画Vol.2
CCPAとGDPRは似て非なるもの



9 NEW BUSINESS CLOSE UP

**食育活動で
アメリカに貢献**
岩瀬昌美



10 **世界遺産を歩く** 齋藤春菜
パパハナウモクアケア



11 **知っとく法律** ミチコ・ノーウィツキ
雇用に基づくステータス調整手続き中の疑問



発行元：株式会社システムサポート

編集・制作：吉田沙織、齋藤春菜、柴田早央里、森原潔

個人所得税申告書の作成ガイド 2019



筆者：小原^{かずし}万志

小原公認会計士事務所(インディアナ州)。グローバル勅許管理会計士、米国公認会計士、公認情報システム監査人、公認情報技術プロフェッショナル。早稲田大学卒業。



大蔵省・国税庁、BIG4等監査法人、米国日系現地法人自動車部品会社勤務。在米32年。
連絡先：obaracpacisa@gmail.com

今年も税務申告の季節がやってきた。本特集では、税務申告書(Tax Form)とその解説書(Instruction)を日本語で分かりやすく説明する。

本稿は、特に日系企業で1年を通して米国に滞在する駐在員が連邦税務申告書「Form 1040」を自分で作成できるようにステップを示し、並行して税務申告書に記入できるように項目順に説明する。

2019年の税制改正の主な項目は以下のとおり。税務申告書を作成する前に読んでおこう。

1. 2019年から高齢者用(1955年1月2日以前に生まれた人)の税務申告書1040-SRを導入

2. Form1040添付のSchedule(明細書)の構成を以下のとおり変更

2018年	2019年
Schedule 1 (追加の収入と収入の調整)	Schedule 1, PART I (追加の収入) & PART II (収入の調整)
Schedule 2 (追加の税金)	Schedule 2, PART I (追加の税金)
Schedule 4 (その他の税金)	Schedule 2, PART II (その他の税金)
Schedule 3 (返金不可能なクレジット)	Schedule 3, PART I (返金不可能なクレジット)
Schedule 5 (その他の支払いと返金可能なクレジット)	Schedule 3, PART II (その他の支払いと返金可能なクレジット)

3. 医療保険の共有責任の支払い

2019年の一部またはすべてに最低限必要な医療保険が適用されていない場合、2019年に共有の責任支払いを行う必要も、フォーム8965を提出する必要もない。「1年間のヘルスケア補償または適用免除」ボックスはフォーム1040から削除された。

4. 標準控除額の増額

2019年、標準控除額が以下のとおり増加。

独身者、夫婦個別申告者	1万2200ドル
夫婦合算申告者、寡婦・寡夫	2万4400ドル
特定世帯主	1万8350ドル

5. 適格事業所得控除

適格事業所得控除を計算するための簡易ワークシートはフォーム8995に変更。

6. 代替最低税(AMT)

免税額が7万1700ドルに増加。

夫婦個別申告者	5万5850ドル
夫婦合算申告者、寡婦・寡夫	11万1700ドル

7. AMT免除が段階的に廃止され始める所得レベルは51万300ドルに増加

夫婦合算申告者、寡婦・寡夫	102万600ドル
---------------	-----------

1 申告の手順

1 準備、確認事項

それぞれに必要な所得、控除の書類、税務申告書と解説書を準備する。

●通常必要な書類の一例

所得に関するもの

Form W-2(給与源泉徴収票)、Form W-2G(ギャンブル儲けの支払調書)、Form 1099-B(株式・証券等売却明細書)、Form 1099-DIV(受取配当)、Form 1099-INT(受取利息)、Form 1099-MISC(賃貸収入、役員提供報酬額、ロイヤルティなどその他の所得)、Schedule K-1(パートナーシップ損益分配報告書)、その他の賞金、宝くじ受取額、キャピタル・ゲイン計算書類など

控除に関するもの

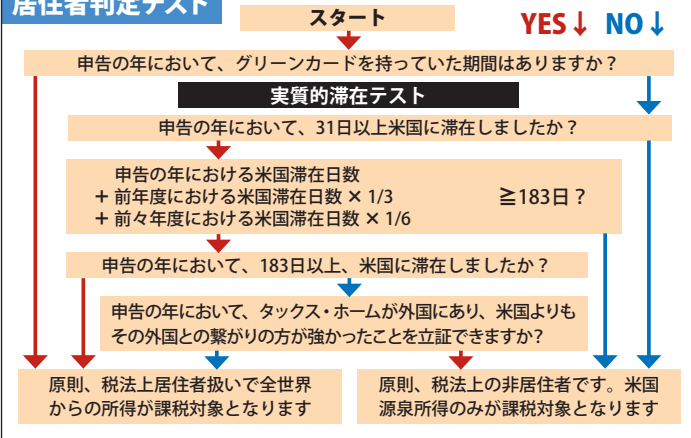
Form 1098-T(授業料控除証明書)、固定資産税、寄付金・医療費などの領収書、州・市税予定納税、賃貸事業関連経費、ギャンブル損額など

配偶者と夫婦合算申告を行う場合は、配偶者や扶養者各自がソーシャル・セキュリティ番号(SSN)または米国納税者番号(Individual Taxpayer Identification Number = ITIN)を取得する必要がある。ソーシャル・セキュリティ番号は、Form SS-5(SSN申請書)と必要書類をSocial Security Administration事務所に提出して申請する。ソーシャル・セキュリティ番号を取得できない配偶者や扶養家族は、税務申告書提出時にForm W-7(ITIN申請書)を添付して米国納税者番号を申請する。申請方法についてはステップ④(P8)を参照。



- 2017年より自分の申告記録をIRSから入手するための本人確認方法として、新たにPINは発行せず、前年度の調整後所得金額または前年度に選択したPINを使用することを義務づけている。
- IRSのオンラインアカウントにアクセス：身元を認証する必要がある。連邦税のアカウントに安全にログインするには、IRS.gov/Accountにアクセスすること。オンラインで税務記録にアクセスすることもできる。
- 申告義務の要件は、居住者の場合、全世界で一定額以上の所得があること。金額は、申告資格(Filing Status)および年齢により異なる。たとえば、2019年12月31日時点で夫婦双方が65歳未満であれば、夫婦合算申告をする場合は2万4400ドル以上、夫婦個別申告をする場合は5ドル以上の所得があると申告義務がある。
- 扶養控除の対象となっていることでも、ある一定の所得がある場合は単独で納税者として申告する必要がある。
- Form W-2や Form 1099の書類は、翌年の1月31日までに支払人から個人に発送される。

居住者判定テスト



2 税務申告書への記入

解説書と本誌10ページにある「所得税申告書の作成」に従って、税務申告書を記入する。IRSのウェブサイトからオンライン上で申告書への情報記入も可能。

3 必要書類の添付

税務申告書の1ページ目にForm W-2を必ず添付する。その他のForm(Form W-2GやForm 1099-R)は、源泉徴収されている場合のみ添付する。夫婦合算申告や納税者番号を取得する必要がある場合は、税務申告書にForm W-7とパスポートの原本もしくは旅券所持証明書を添付し、税務申告書提出時に申請する。その際、税務申告書の郵送先は通常と異なり、テキサス州のITIN Operation Centerとなるので注意が必要。税務申告書で報告した所得や控除の証拠書類を税務申告書に添付する必要はないが、のちにIRSからの質問や調査があった際に備えて保管しておくこと。



- 配偶者および子どもの米国納税者番号の申請の際には、パスポートまたは旅券所持証明書の提出が必要。
- 旅券所持証明書は、在米日本国大使館または総領事館で取得できる。居住地域を管轄している在米日本国大使館または総領事館は、以下のサイトで確認。
www.us.emb-japan.go.jp/j/kankatsu.htm
- IRS Taxpayer Assistance Centerへ直接出向いてパスポートの認証をし

てもらうことも可能。IRSに出向く際には完了した申告書持参も必要。諸条件を満たせば、IRSのAcceptance Agentを通して米国納税者番号を取得することも可能。

- 日本では、在日米国大使館または総領事館で取得できる。事前に在日米国大使館または総領事館のサイトで予約が必要。
- 米国納税者番号を2013年1月1日以前に取得、または過去3年間連続して税務申告書に記載しなかった場合は、更新義務が必要となる。

4 税務申告書提出

2019年分の税務申告書の提出期限は、2020年4月15日(水)となる。同日までに税務申告書を提出できない場合は、Form 4868を提出することにより申告期限を6カ月延長できる(延長手続き後の提出期限は、2019年分は2020年10月15日<木>)。税務申告書に納税者本人の署名(夫婦合算申告の場合は配偶者の署名要)と日付を入れ、所轄するIRSへ郵送。郵送先は税務申告書解説書で確認。税務申告書提出時に米国納税者番号を申請する場合は、Form W-7を税務申告書に添付して下記の住所に郵送する。郵送手段により郵送先住所が変わるので、注意が必要。

USPSを利用する場合

Internal Revenue Service
ITIN Operation
P.O. Box 149342
Austin, TX 78714-9342

USPS以外のPrivate Carrier (Fedex等)を利用する場合

Internal Revenue Service
ITIN Operation
Mail Stop 6090-AUSC
3651 S. Interregional, Hwy 35
Austin, TX 78741-0000



- 4月15日が週末や祝日となる場合は、次の事業日が申告締切日になる。締切日の消印が有効。毎年4月15日、主要な郵便局は深夜12時まで納税者の対応に当たる。
- 国外から送付する場合は、期限までにアメリカのIRSに必着。
- 税務申告書を郵送する場合で特に税金の追加支払いを必要とする場合は、提出遅延、支払い遅延に課せられる罰金と利子を回避するため、Certified Mail(書留郵便)を利用することをおすすめする。
- 延長手続きをした場合、税金の支払期限は当初の申告締切日となる。申告期限延長の申請をしても、確定申告額の90%が納税されていない場合は申請が却下される。

5 書類の保管、修正申告、税務調査

税務申告書の作成に使った書類は、所得や控除の証拠書類として最低でも時効が成立する3年間は保管が必要。IRSはこの期間に手紙で税務申告書について問い合わせをしたり、調査官による税務調査を行ったりする。申告内容の立証責任は納税者側にあるので、納税者が申告内容を証明できない場合は控除が否認されて追徴税や利子、ペナルティの対象になることもある。



- 無申告年度や不正、虚偽申告年度には時効が適用されない。
- 総所得の25%を超える過少申告がある場合、時効は3年から6年に延長される。
- 賃貸不動産や証券の購入価格など、減価償却や将来の課税所得の計算に必要な書類は、同資産を保有している限り保管する必要がある。
- Form 8822“住所の変更”が提出されない限り、最後に提出された税務申告書の住所がIRSからの通知の住所となる(Kevin O'Connell, CPA, JD, a principal of Somerset CPAs, A BDO Alliance member firm)。

2 所得税申告書 (Form 1040) の作成

1 課税所得の計算

課税所得は次のように計算される。



2 税務申告書 (Form 1040) の説明

A. 申告資格 (Filing Status)

(Page 1)

申告資格を選択する。申告資格ごとに税率や控除制限の基準額などが異なる。既婚かどうかは年末(12月31日)の時点で判断される。

申告資格	説明
夫婦合算申告者 (Married Filing Jointly)	夫婦の所得と控除を合算し、1 通の申告書として申告する。通年で米国居住の既婚者のみが選択できる。
夫婦個別申告者 (Married Filing Separately)	既婚者が夫婦別々に申告をする場合。税率の適応対象額の枠が狭まり、控除にも一定の制限がある。
特定世帯主 (Head of Household)	未婚者で同居することも、孫、適格親族を扶養している人が選択できる。
寡婦、寡夫 (Qualifying Widow (er) with Dependent Child)	配偶者が他界した年の後 2 年間、一定の条件を満たせば夫婦合算申告と同じ税率を利用できる申告身分。
独身者 (Single)	上記のいずれにも該当しない者。

B. 納税者情報 (Taxpayer Information)

(Page 1)

申告者の氏名、ソーシャル・セキュリティ番号、納税者番号などの納税者情報を記載する。夫婦合算申告をする場合には、必ず配偶者の情報の記載が必要。また、夫婦個別申告をするとしても、配偶者控除を希望する場合は、配偶者のソーシャル・セキュリティ番号が納税者番号が必要。



- 申告書提出後に住所が変更になった場合は、住所変更通知 (Form 8822) を提出。
- 大統領選挙キャンペーン基金の質問は、どちらを選択しても税額には影響しない。

C. 扶養家族 (Dependents)

(Page 1)

2018年からの人的控除が廃止されたが、扶養子女税額控除 (P12 参照) についての適格性を確認する必要がある。適格性がある場合、Child tax credit 等 (4) にチェックする。

D. 所得項目 (Income)

(Page 1 Line 1-7a)

Line 1 から 7a の合計額が総所得になる。総所得から所得調整項目を引き、調整後総所得額 (Adjusted Gross Income) を計算。これが、各種控除の適用基本額となる。所得調整項目には、個人退職金積立口座 (IRA) の掛け金、慰謝料・養育費の支払い (Alimony)、自営業者に課せられる健康保険料やソーシャル・セキュリティ・タックスなどが含まれる。

1 賃金、給料、チップ等 (Line 1)

給与所得、受取利息、受取配当金などの所得を Form W-2、Form 1099、その他の書類から記入する。そのほか、日本で支払われる留守宅手当、退職金、給与・賞与、一時帰国手当、住宅費補助などのすべてが勤務所得になる。キャピタル資産 (家屋、ボート、自動車、金融資産などの個人が保有する資産) の売却損益などは Schedule D、賃貸収入は Schedule E、事業所得は Schedule C で申告する。夫婦合算申告の場合は配偶者の収入も含む。

2 非課税利息 (Line 2a)

地方債などの非課税の利息を受け取った場合、利息支払者は Form 1099-INT または Form 1099-OID を納税者に送付する。

3 課税対象利息 (Line 2b)

利息支払者は、Form 1099-INT または Form 1099-OID を納税者に送る。課税対象となる利息総額を 2b 欄に記入する。ただし、合計金額が 1500 ドルを超えている場合、Schedule B を記入して添付する。

4 適格配当金 (Line 3a)

適格配当金の合計額を記入する。

5 普通配当金 (Line 3b)

配当金支払者は納税者に Form 1099-DIV を送付。合計額を記入する。

6 個人退職年金、年金 (Line 4a-4d)

所得税やその他の控除される前の IRA 等からの配当総額、または年金総額を示す Form 1099-R を受け取る。ワークシートにより課税金額を計算する。

7 社会保障給付 (Line 5a-5b)

支払われた社会保障給付の合計を示す Form SSA-1099 を受け取り、ワークシートにより課税所得を計算する。

8 Schedule 1 (Line 7a)

Schedule 1 を使用して、Form 1040 に直接記入することができない収入または調整額を報告する。

<Part I>

ビジネスまたは農場の収入または損失、失業補償、賞金、またはギャンブルの賞金などの追加の収入がある場合

<Part II>

学生ローンの利子控除、自営業税、教育費など、請求する控除がある場合



- 受取利息と受取配当は、実際に現金を受け取ってなくても申告者名義の口座に記録された時点で所得となる。
- 米ドル以外での所得や控除は、原則それぞれの受け取った日や支払った日の為替レートでドル換算する。ただし、給与所得など1年を通して認識する所得や控除項目は、一般に年間平均為替レートが使われる。IRSは為替レートの情報源として連邦準備銀行(FRB)を照会している。2019年の年間平均為替平均レートは1ドル=109円02銭。
- 2019年の車のマイルレージレートは、ビジネスで使用した場合は1マイルあたり58セント。
- Form 1099-Gで報告される州および市税の還付金もSchedule 1で報告する。

E. 調整後総所得 (Adjusted Gross Income = AGI)

(Page 1 Line 8b)

調整後総所得は、控除などを制限する際に基準としてよく使われる。

F. 定額控除 (Standard Deduction) と 項目別控除 (Itemized Deduction)

(Page 1 Line 9)

人的控除が廃止となった代わりに、標準控除が倍増された。定額控除と項目別控除の大きいほうの控除を選択することができる。

・定額控除 (Standard Deduction)

定額控除か次に説明する項目別控除かを選択し、課税所得の減額ができる。夫婦個別申告の場合、夫婦のどちらかが項目別を選ぶと、二人とも項目別控除を選ばなければならない。納税者が年度末で65歳以上の場合や盲目の場合には、追加控除が可能。

・項目別控除 (Itemized Deduction)

総控除額は調整後総所得に制限されなくなった。

項目別控除例	控除対象となる事例
医療費	調整課税所得の10%を超えた額。健康診断費、医療保険料、メガネ、コンタクトレンズ代、入れ歯、松葉杖、禁煙プログラム費、診察費、治療費、入院費、手術費、処方箋による薬代、治療を受けるための交通費。
税金	市、州の所得税、アメリカ国内外の固定資産税、車の登録税。 (注) 控除限度額：夫婦合算申告者1万ドル、夫婦個別申告者5000ドル
支払利息	住宅ローン利息、投資目的の借入金利息。
慈善寄付	教会、学校、図書館、病院、文化・教育団体への寄付。IRSより慈善団体の認可を受けている機関への現金や物品の寄付。現金寄付の場合はAGIの60%まで。
災害・盗難損失	自動車事故、災害、水害など。保険金払い戻しの適用を受けなかった調整後総所得の10%を超えた額。盗難届け等の保管。

<補足>

- 災害・盗難損失：災害・盗難損失の控除は、連邦政府によって被災地認定を受けた場合のみに限定される。
- 仕事関連の経費やその他の項目別の控除を差し引くことはできない。



- 慈善寄付については、払い済み小切手や領収書で寄付の証明をする必要がある。250ドル以上の寄付の控除には、慈善団体からの受取書が必要。
- 税控除の対象となる慈善団体は、IRSのウェブサイト(www.irs.gov/app/pub-78)で確認できる。

G. 適格事業所得控除 (Qualified Business Income Deduction)

(Page 1 Line 10)

適格事業所得控除とはランプ税制で新しく導入された税制であり、個人でビジネスを行っている人に対する優遇措置。対象となる適格事業所得に関する詳細な規定があり、複雑となっているため、対象になると考えられる場合には会計士等に詳細を相談することをおすすめする。

H. 課税所得 (Taxable Income) と所得税 (Tax)

(Page 1 Line 11b)

調整後総所得から定額控除、または項目別控除額を差し引き、Line 10で計算した適格事業所得控除を差し引いた残額が課税所得になる。

I. 税額計算

(Page 2 Line 12a)

所得税は、課税所得が10万ドル未満の場合は税額表、10万ドル以上の場合は税金計算ワークシートを使って計算する。

Schedule 2 Part I (Page 2 Line 12b)

Form 1040に直接記入することができない追加の税金がある場合は、Schedule 2を使用する。これには代替ミニマム税(AMT)と超過分のプレミアム税額控除の返済が含まれる。



- AMT課税所得がAMT控除以下の場合、AMT税額は発生しない。AMTの免除額は増加した(夫婦合算申告の場合は11万1700ドル、独身者の場合は7万1700ドル)。

J. 扶養子女税額控除 (Child Tax Credit or Credit for Other Dependents)

(Page 2 Line 13a)

扶養子女税額控除は2000ドル。対象とならない他の扶養者への控除は最高500ドル。SSNが必要だが、その他の控除の場合にはITINでも大丈夫。

Schedule 3 Part I (Page 2 Line 13b)

児童税控除または他の扶養家族の控除以外の返済不可能な税額控除を請求する場合。たとえば外国税額控除、教育税額控除、一般事業税額控除など。

K. その他の税金 (Other Taxes)

(Page 2 Line 15)

Schedule 2 Part II

Form 1040に記入できない他の税金がある場合は、Schedule 2 Part IIを使用する。

- 自営業者税
- 未払いソーシャル・セキュリティ税およびメディケア税
- IRAなど、適格退職プランに関する税
- 自宅で個人的に雇用した従業員の給与関連税
- 健康保険税



•2019年中にベビーシッターや家政婦、運転手、ハウスキーパーなどを雇用し、次のいずれかに該当する場合は家庭内従業員税の対象となる。税金はSchedule Hで計算する。また、①~③に該当する場合は、家庭内従業員へForm W-2の発行も必要。詳しい手続きは専門家に相談。

① 2019年中に2100ドル以上の賃金をもらった従業員がいた場合。配偶者、21歳未満の実子、両親、2019年中18歳未満の被雇用者に払われた金銭は賃金に含まれない。

② 2019年中に従業員の賃金から源泉徴収した場合。

③ 2018年か2019年中の四半期で、家庭内従業員に払った総賃金が1000ドル以上あった場合。配偶者、21歳未満の実子、両親に払われた金銭は計算に含めない。

•2013年1月1日より勤労所得が20万ドル(独身者)、もしくは25万ドル(夫婦合算)を超えた納税者には、限度額を超えた所得に対して0.9%の特別メテイクア税が加算される。複数の会社からW-2が発行される人はW-2のメテイクア対象所得の合計をForm 8959で計算し、給与からの源泉税で不足している特別メテイクア税を税務申告書提出時に払う必要がある。

•健康保険税: 2014年から個人は健康保険加入が義務付けられており、未加入者は税務申告時に罰金を支払う必要があったが、2018年からは罰金を払う必要がなくなった。健康保険に関する書類としては、マーケットプレイスが発行するフォーム1095-A、保険会社が発行するフォーム1095-B、雇用主が発行するフォーム1095-Cがある。

L. 納税額 (Payment Tax)

(Page 2 Line 17-19)

Line 16の確定税総額を相殺する前払い税金などをW-2、1099から記入する。また、その他の払い戻し可能なクレジット、その他の税金をSchedule 3、PART IIから記入する。Line 17と18aの合計額が納税額合計となる。

Schedule 3 Part II (Page 2 Line 18)

稼得した所得控除、アメリカの教育費の税優遇、または追加の

児童税控除以外の返金可能な控除を請求する場合。たとえば、正味プレミアム税控除や健康保険税控除など。その他の支払い、たとえば申告延長申請で支払われた金額、過剰に源泉徴収された社会保障税。



•通常、給与の源泉徴収額は、従業員がForm W-4で希望した控除数をベースに算出され、申告納税額の9割を納税していない場合にはペナルティの対象となる。

M. 還付 (Refund) あるいは追加納税 (Amount You Owe)

(Page 2 Line 20-23)

Line 19納税総額が確定総税額より大きい場合、差額をLine 20に過剰納税額として記入する。そのうち翌年の税金に充当したい金額があればLine 22に、残額は還付希望としてLine 21aに記載する。還付の方法には小切手と銀行振り込みがあり、後者を希望する場合は銀行口座情報をLine 21b、21c、21dに記載。

確定税総額が納税総額よりも大きい場合は、追加納税が必要。差額をLine 23に記載し、小切手、マネーオーダー、クレジットカード、または電子送金のいずれかの方法で納税する。2017年から現金での支払いが可能になった(解説書を参照)。



•申告書を郵送した場合、4週間後からwww.IRS.gov/Refundsの“Refund Information”で還付の状況を確認できる。iPhoneやアンドロイド搭載のスマートフォン向けのアプリケーション“IRS2Go”でも還付状況を確認できる。

海外金融資産情報開示(FinCEN 114とForm 8938) について

•FinCEN 114

米国外に金融資産を保有している人は、口座の残高合計額が年中に一度でも1万ドルを超えた場合、連邦個人税務申告書と別に海外金融資産情報開示書(FinCEN 114)の提出が必要である。このフォームは税法に基づくものではなく、マネーロンダリングなどの違法行為を取り締まることを目的とした法律に基づいている。銀行などはこの法律をもとに、米国外にある銀行・金融口座情報の開示を要求される。そのため、提出先はIRSではなく米国財務省(Treasury)になる。

また、2016年度分から、FinCEN 114の提出期日は米国個人所得税申告書の提出期日と同じ(原則4月15日)。提出はすべてEファイル(オンラインによる電子申告)が義務付けられている。FinCEN 114には延長申請も可能。



•夫婦合算申告で、申告者と配偶者が各自の金融口座を保有する場合は、別々の提出が必要になる。
•近年このフォームの注目度が高まっており、ペナルティも大変厳し

いものとなっている。フォームの未提出、必要情報の未記入、虚偽の記載はペナルティの対象となる。フォームの未提出は、正当な理由がなければ1口座ごとに最高1万ドルのペナルティが課される。もし意図的と判断されると、10万ドルまたは残高の50%のいずれか高い額がペナルティとして課され、さらに刑法上の罰則も科される場合がある。時効は6年。

•Form 8938

前述で説明した通り、FinCENを管轄しているのは米国財務省(Treasury)だが、Form 8938の管轄はIRSになり、税務申告書に添付して提出する。対象となる資産は多岐にわたり、上記のFinCEN 114より広範囲に及ぶので注意が必要(詳しくは専門家に相談)。



•Form 8938を提出する必要がある人は、FinCEN 114の提出義務が発生する場合がある。
•FinCEN 114と同様、ペナルティも大変厳しいものとなっている。
•非居住者の場合、FinCEN 114の提出義務はない。

CCPA 対策企画 Vol.2

CCPA と GDPR は似て非なるもの

ピルズベリー法律事務所
 キャサリン・D・マイヤー
 スティーブン・ファーマー
 奈良房永
 ラフィ・アジム・カーン

カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) が、2020年1月1日に発効しました。同法のもとで消費者に新たに付与された権利は、EUの一般データ保護規則(GDPR)と似たところもある一方で、重要な違いがあります。GDPRを遵守していても、CCPAには不十分ということを認識しなければなりません。以下は要点のみですが、詳細は usfl.com 掲載の記事をご覧ください。

対象となる企業および個人の範囲

CCPAのもとで権利が付与されるのは、カリフォルニア州において所得税の賦課対象となる住民である個人に限られます。同州に一時的にいる者には適用されませんが、一時的に州外にいるカリフォルニア州の住民には適用されます。また、個人データとは特定のカリフォルニア州の住民もしくは世帯と結びつけることができるか、または直接もしくは間接的にこれらに繋がるあらゆる情報をいいます。

CCPAの対象となるのはカリフォルニア州内でビジネスを行う企業であり、年間の総収入が2500万米ドル超であるか、5万人を超える同州の住民の個人データを処理しているか、収入の50%超を同州の住民のデータの売却から得ているか、いずれかの要件を満たしたものとります。同一のブランドのもとにある関係会社も対象となり、非営利企業、政府系企業または小規模企業には適用されません。

プライバシーポリシーで開示すべき事項

CCPAもGDPRも、情報を収集した目的とそのあらゆる用途、個人の有する権利およびかかる権利を行使する方法をプライバシーポリシーに記載することを求めています。CCPAではさらに、企業が個人データの売却を行っているか否かおよび売却先となる第三者のカテゴリについて記載すること

が求められます。また、プライバシーポリシー上の表示を常に最新の状態に保ち、毎年記載をアップデートして、過去12カ月間の活動を含め開示しなければなりません。

CCPAにおける「データの売却」とは、どのような様式により開示するかを問わず、金銭またはそのほか何らかの価値を有する対価と引き換えになされる、いかなる第三者に対する開示をも指します。

消費者による請求に基づく開示

GDPRもCCPAも、企業に対して自身についての個人情報を削除するよう請求する権利を個人に付与しています。GDPRは保有するすべてのデータの提供を求める一方で、CCPAは請求がなされる前12カ月以内に収集されたデータに限定しています。また、企業は請求している個人の本人確認を行うこと、および開示の請求に対して45日以内に応答することが求められます。

データ収集の運用

CCPAのもとでは、企業は請求している個人の具体的な個人データの提供そのものと併せて、請求の前12カ月の間にその企業によって収集された個人情報のカテゴリ、情報源、データがビジネス上の目的でほかに提供されたまたは売却されたか否か、および情報の提供先となる第三者のカテゴリについての記載をも含めなければなりません。一方、GDPRには期間制限がありません。

データ売却の運用とオプトアウト

企業の個人情報売却または開示の運用に関する情報の請求に対する応答においては、売却されたデータのカテゴリおよびビジネス上の目的で開示されたデータのカテゴリが、それぞれ当該データを受領する第三者のカテゴリとともに明らか

にされなければなりません。CCPAとGDPRではその方法が異なります。加えて、データを売却する対象企業は、消費者が個人データの売却からオプトアウトするために利用できる分かりやすくかつ無料の方法を提供しなければなりません。

差別の禁止および執行

CCPAは権利行使をした個人を企業が差別することを禁止することによって、同法のもとで付与された権利を行使する個人を保護しています。具体的には、商品やサービスの拒否、人によって商品やサービスの値段や値引きの有無・金額、量や質が異なるといった取り扱いをしてはいけないということです。GDPRはこのような保護の仕組みを明確に定めていません。CCPAのもとでは、当局はデータセキュリティの違反に関する執行として、違反1件あたり2500米ドル(意図的な違反の場合は7500米ドル)の罰金を科すことができます。



※本コラムは一般的なケースに関する情報提供を目的としたものです。特定事例における法的アドバイスの必要場合は、専門家に相談してください。

ピルズベリー法律事務所

1世紀以上にわたり、日本企業の事業拡大や紛争解決に助言してきたアメリカ大手法律事務所。弁護士総数700人以上。多くの日・英バイリンガルの弁護士・スタッフが日本企業に法律サポートを提供。
 Tel : 212-858-1000
<https://japanese.pillsburylaw.com>

食育活動でアメリカに貢献 家族の絆、ヘルシーな生活をサポート

食に関心を持ったのは こどものアレルギーから

私には息子が2人おり、次男はピーナッツアレルギー、アトピー、喘息を持っていたので、食事はできるだけ家で作るようにしていました。そうすると息子たちは、母親が仕事から帰って食事を作ってくれたから残さず食べようという感謝の気持ちを持ち、ごはんを残さず食べてくれるようになりました。そういった経緯で食育に対する関心が芽生え、2011年頃から趣味で日本食や文化を紹介する英字紙にレシピの連載を掲載し、2014年からは日系スーパーで食育クラスを開催するようにもなりました。

ある日、食育クラスに参加した息子の友達が、自分で作った鮭のおにぎりを食べた時に「こんなにおいしいものを生まれて始めて食べた」と言ったんです。アメリカ人の裕福な家庭でもレトルト食品を利用することが多く、食に対する意識が薄いのです。

アメリカでは低所得者の子どもたちのほうが肥満が多く、ヒスパニック系の小学生の50%以上は肥満体型といわれています。食の大切さを理解していない家庭が多いので、それをきちんと説明していくにはNPO法人として活動していくことが良いと思いました。日本食で健康な生活を送れるようになったら最高ですよ。

現在のアメリカでは、18歳から65歳の44%は最低賃金レベルの所得。日本

食は贅沢な食材を使用しなくても、お塩を振っただけの焼き魚でもおいしいですよ。フランスパンは1本2ドルほどですぐに食べ終わってしまいますが、お米は1袋20ドルしても1カ月は持ちます。また、野菜を入れてシンプルなお味噌汁を作ればコストも掛かりませんし、発酵食品で健康的な食事を取れます。



意識してもらいたい

「You are what you eat」

今は、アメリカでは日本人の「顔」がなくなっていると感じます。アジア人だと思われると、まずは「ニーハオ」と言われることが寂しいです。日本人としてアメリカで生活するうえで、世界的に見て健康な食事といわれる日本食でアメリカ流食育を実践して、アメリカに恩返しをしていきたいと思っています。日本食を取り入れた学校区が肥満問題を解決できたとなれば、目に見える貢献になるでしょう。両親も子どもも、自分の体は自分の食べた物でできているということを



Shoku-Iku USA 代表
岩瀬昌美さん

理解して欲しいです。食育の活動でアメリカの子どもたちの健康でヘルシーな生活をサポートし、食の大切さを伝えていきたいと思っています。

NPO法人は昨年10月に認可されたばかりなので、これからです。ロサンゼルスフードバンクやBoys & Girls Clubsなどと連携しながら、健康的な食材の説明や日本食の普及ができれば嬉しいです。

PROFILE

岩瀬昌美
Shoku-Iku USA for Healthy Happy and Fun Kids with Japanese Food
日系進出企業の米国展開マーケティングサポートやマルチカルチュラルでのフルサービスマーケティング、広告、PR業務をするマーケティング会社MIWを経営。2019年10月よりNPO法人を設立し、精力的に活動する



すべての命のふるさと パパハナウモクアケア

ハワイ州

世界遺産とは●地球の生成と人類の歴史によって生み出され、未来へと受け継がれるべき人類共通の宝物としてユネスコの世界遺産条約に基づき登録された遺産。1972年のユネスコ総会で条約が採択され、1978年に第1号が選出された。2019年7月現在、167カ国で1121件(文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件)が登録されている。

ハワイ諸島主要8島の北西に、小さな島々が点々と広がるエリアがあるのをご存知だろうか。ここパパハナウモクアケアは、1350マイルに及び線状に連なる島々と環礁群の集合体からなる、世界最大級の海洋保護区。大陸から隔絶された広大なエリアに多種多様な生物が生息する、生き物の楽園だ。エリア内は海拔マイナス1万5092フィートから902フィートという幅広い高低差で形成されている。周囲には海山と呼ばれる深海の山々やプレートテクトニクスの理解を深める貴重な資料となるホットスポット、広大なサンゴ礁、浅瀬、砂丘、草原などが見られ、変化に富んだ地形が特徴的。また、海洋から陸上にかけて生息する希少な生態系も、進化の過程を知る顕著な見本として注目されている。

多くの研究家を惹きつけるのは、その自然的魅力だけではない。パパハナウモクアケアの島々には、ヨーロッパ人が足を踏み入れる前のハワイ先住民族の考古学的遺跡も残っている。これらの自然と文化の両方の価値が認められ、2010年にはアメリカ初であり、唯一の複合遺産に登録された。



上/サンゴ礁の周りでは無数の魚が泳ぎ回る ©Mark Sullivan 左下/絶滅危惧種に指定されているモンクアザラシ ©Andrew Gray 右下/青い海に広がる美しいサンゴ礁は空からもうかがえる

人と自然が密に関わる生命のふるさと

パパハナウモクアケアは、ハワイの言語を組み合わせて作られた名称。パパは「母なる大地」、ハナウは「生誕」、モクは「島」、アケアは「広大」を意味する。ハワイ先住民文化には、人と自然が密に関わるという考え方がある。彼らにとってこの地は生命のふるさと、そして死後に魂が還る場所と考えられており、ハワイ先住民族の信仰や伝統に則った重要な場所なのだ。ニホアとモクマナマナという2つの島には、先住民が築いた祭壇や聖域など、西欧化以前の考古学的遺跡が残っている。これらの遺跡には独特な特徴があるのだが、ハワイ諸島から約2600マイル南のタヒチ島で見られる石像や彫刻と類似しており、文化的に関連性があると考えられている。

保護区全体の面積は、58万2578平方マイル。大部分を占める海洋地域には美しいサンゴ礁が広がり、色とりどりの魚が群れを成す。浅瀬に棲む60%と深海に棲む90%の魚類、そして40%のサンゴはこの区域の固有種だそう。また、保護区内

の島々も多くの生物の繁殖地、捕食地として重要な役割を果たしている。現在、22種1400万以上の海鳥がこのエリアで確認されているという。さらに、絶滅の危機に瀕しているハワイアンモンクアザラシ、レイサンダックをはじめ、アオウミガメやクジラなど、貴重な固有種も見られる。

この美しい海とサンゴ礁、そして多様な動植物が棲まう魅力的な風景はぜひ一目見たい景色だが、残念ながら一般の人々が観光で訪れることはできない。かけがえない自然を守り、貴重な遺産を後世に残すため、保護地区はハワイ州政府や内務省魚類野生生物局などが管理しており、一部の関係者や研究者しか立ち入りできないようになっている。

遺産プロフィール
パパハナウモクアケア
Papahānaumokuākea
登録年 2010年
遺産種別 世界複合遺産
<https://www.papahānaumokuākea.gov>

文/齋藤春菜●物流会社で営業職、出版社で旅行雑誌の編集職を経て渡米。思い立ったら国内外を問わずふらりと旅に出るは、その地の文化や人々、景色を写真に収めて歩く。世界遺産検定1級所持。



雇用に基づくステータス調整 手続き中の疑問

一定の基準を満たす外国人は、アメリカに滞在しながら雇用に基づいて非移民ステータスを移民ステータス(永住者)へと調整することができます。これは、現在有効な非移民ステータスを保持する外国人が、EB-1、EB-2、およびEB-3のカテゴリーのもと、ステータス調整申請I-485を申請する手続きです。今回は、クライアントさんから寄せられるI-485手続き中によくある疑問についてお答えします。

まず、ステータス調整手続き中にアメリカ国外へ出られるのか？ 出られますが、アメリカ国内へ戻ってくるためには、アドバンスパロールと呼ばれる一時渡航許可を事前に申請する必要があります。一般的に、アドバンスパロールを取得せずに国外へ旅行してしまうと、すでにステータス調整手続きが開始されていたとしても、その申請は放棄され、手続きは終了したと見なされてしまいます。また、アドバンスパロールを事前に申請しても、海外にいる間にアドバンスパロールの有効期限が切れた場合、アメリカ国外からアドバンスパロールを再申請することはできません。よって、この場合もステータス調整申請は放棄されたと見なされますので注意しましょう。

ステータス調整申請中は、現在お持ちの非移民ステータスを更新する必要はありません。保有する非移民ステータスが



切れた段階で、自動的にI-485申請手続き中というステータスへと切り替わります。しかし、何等かの理由でステータス調整申請が却下されてしまった場合は、その時点でアメリカに滞在し続けることはできません。そういった場合に備え、通常はアメリカでの滞在を継続できる有効な滞在ステータスを維持し続けることをおすすめします。

ステータス調整申請の保留中に、自国に戻りH-1BやL-1ビザの就労ビザ申請を行うことも可能です。その場合はアドバンスパロールを取得して帰国し、就労ビザの許可が下りれば、そのビザを使いアメリカに再入国できます。たとえ就労ビザ申請の許可が下りなかったとしても、I-485申請手続き中のステータスのもと、アドバンスパロールを使って再入国が可能です。

ステータス調整手続き中でも、現在の非移民ステータスが有効である場合、仕事を継続することができます。ただし、H-1BもしくはLビザ保持者でない限り、

I-485手続き中に非移民ビザの延長申請はできません。そういった場合は、労働許可書(EAD)を取得すれば労働も可能です。また、H-1BおよびLビザ保持者でビザ更新手続きをしなかった方でも、非移民ステータスが切れたと同時に自動的にI-485申請手続き中ステータスへと変更されるため、EADさえ取得すれば労働できます。EADの有効期限は1年間ですので、継続して働きたいのであれば、毎年更新していく必要があります。ただし、新しいEADが許可される前に前のEADの有効期限が切れてしまった場合、新しいEADが許可されるまで労働することができませんので注意してください。そういった状況を避けるためにも、なるべく早めにEADの更新手続きの準備をしましょう。

※本コラムは顧客からの質問を一般的なケースに書き換えたものであり、読者への情報提供を目的としたものです。特定事例における法的アドバイスが必要な場合は、専門家に相談してください。

Aina Law Office

移民法を専門に永住権申請、非移民・移民ビザ、市民権などあらゆるケースを扱っています。また、米国進出に伴う会社設立をはじめ総合的なお手伝いをします。弁護士、スタッフともに日本語で、迅速に丁寧にご対応致します。お気軽にお問い合わせください。
www.ailovisas.com
弁護士 ミチコ・ノーウィツキ
Email: info@ailovisas.com
フリーダイヤル: 888-917-AILO (2456)
Tel: (808)380-3075



アメリカ生活やビジネスヒントを伝える
U.S. FrontLineのオンラインサイト

usfl.com 随時更新中!

アメリカの最新ビジネス関連ニュースから生活情報まで多彩なコンテンツが満載。
これからアメリカで生活する人や、
ビジネスの成功のヒントを探している人にとって強い味方です。

さまざまな
独自コラムが
楽しみ

タイムリーな
特集記事は参考に
なるわ

アメリカビジネスを
成功しているヒトの記事が
ためになる



仕事探しにも
使えるわ

住まいの近くで
どんなイベント
があるのかな